

第25回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成27年7月8日（水）午後1時30分～午後4時

2 開催場所

津地方裁判所B館4階大会議室

3 出席

【委員】

石井壯治委員，市川昭子委員，今井富久翁委員，大熊一之委員長，構司秀樹委員，高木優委員，古川和男委員，増田啓祐委員，村田陽子委員（五十音順）

【事務担当者】

事務局長，事務局次長，刑事首席書記官，刑事訟廷管理官，裁判員調整官，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

- 津地裁所長あいさつ
- 新任委員の紹介等
- テーマ「裁判員裁判の現状と課題について」の概要説明（法廷等見学含む）
- 意見交換の要旨

【◎委員長，○委員（増田委員を除く），▲増田委員】

- 裁判員裁判による一審判決が量刑不当として上訴審で異なる判断となること
があるが，このようなことは裁判員制度の制度理念と異なるのではないのか。
- ▲ 裁判員裁判による判決は市民感覚を反映したものとして基本的には上訴審に
おいても尊重されるべきとされている。上訴審において量刑不当で破棄された
一審判決は裁判員制度導入前よりも減少しており，上訴審において破棄された
事件は統計的には少数である。
- ◎ 破棄された事件については，争点をよく検討せずに判断している，つまり，

事件の本質を分からずに判断している事件が多いようである。争点に即した審理及び評議が行われる必要があり、裁判官が裁判員に対してきちんと事案の争点等をきちんと説明をしているのかと問われているものといえる。これは、つまるところ、分かりやすい裁判の実現、裁判員裁判の質の向上という、これからの裁判員裁判の課題であるといえる。裁判員制度導入の趣旨は国民の視点を取り込むことにあり、これを反映させることが大前提であるが、国民の代表として裁判員が入った裁判体が判断したものだから絶対というわけではない。その判断が法律に適っていなければならないのは当然であり、判決は被告人に刑罰を科すという重いものであり、国民が納得できるものであるためにも、一審の判断に重大な誤りがあれば上訴審で正されるわけであり、これは制度として担保されている必要がある。

▲ 昨年、裁判員裁判施行5周年を迎えたが、最近、「国民の意識の反映」と「先例重視」とが対立するかのような論調が見受けられるが、私は決してそうではないと思っている。判決が国家機関として被告人に刑罰を科すものであり、憲法上の平等の要請を満たす必要は当然あるし、国民の意識がただちに先例はいらないという風に働いているわけでもない。先例というのは公平性を担保するために参照されるものであり、そういう先例があるという前提で裁判員が当該事件についてどういう見方をするのかについて、個々に意識、常識を反映してもらうことになる。

○ 裁判員は選挙人名簿からランダムに選ばれるということであるが、選挙権が18歳に引き下げられる方向になったが、裁判員の選任にはどう影響するのか。

▲ 裁判員の基準年齢は裁判員法の適用の特則によって20歳以上とされるので変わるところがない。選挙権が18歳に引き下げられれば選挙人名簿には18歳、19歳の人々が掲載されるため、裁判所へ送付された同名簿から裁判所において18歳、19歳の人々を除外した上で選任手続を進めていくことになる。

○ 今後、裁判員の年齢引き下げはあり得るのか。

- ◎ それは立法次第であるが、参政権の年齢と裁判員の年齢は同じがいいのかどうかなど、今後議論されるべきものとなっていくものと思われる。
- もし法改正によって18歳の高校生が裁判員になることがあり得るとなった場合には、授業もあるので困るのではないか。
- ◎ 現行制度においても、大学生が授業を理由に辞退申出をし、認められていることから同様になることが考えられる。
- 裁判員経験者が上訴審で異なる判断が出たことで「自分たちの判断は間違っていたのだろうか。」と悩みを抱えたと報道されていたが、そのような方へのケア制度はあるのか。
- ▲ 裁判員であった方へのそのような悩みに対するケアについては制度としては設けていない。ただ、裁判後もコミュニケーションをとりフォローしている裁判体もあると聞く。上訴審の判断に関わらず裁判後にも同様の悩みを裁判員が抱えることもあることから、私は裁判員に対して裁判が終わる際に「あなた1人が決めたわけではなく、裁判員及び裁判官の全員で決めたことなので1人で抱え込む必要はない。」と説明して理解をしてもらっている。
- 精神的、肉体的負担の緩和ということで常勤の専門家によるフォローがなされていると聞いたことがあるがどうか。
- ▲ メンタルヘルス面でのフォローをするために裁判所が契約するメンタルヘルス専門家への電話相談窓口を紹介することもしている。
- ◎ 専門家への電話相談窓口紹介だけでなく、裁判所も組織として裁判員への負担緩和、バックアップを意識しており、何かあれば裁判所へ連絡をしてほしいと裁判員には伝えており、担当書記官や担当裁判官が相談に応じるようにしている。
- 裁判員への配慮という点で聞きたいが、裁判員が被告人や被告人関係者から逆恨みされた例はあるのか。
- ◎ そういう事例はない。裁判員候補者の氏名を言わず番号で言うようにしてお

り、これは候補者の住所、氏名が他者に分からないようプライバシーに配慮したものであり、少しでも候補者の不安を緩和するためのものである。また、法廷においても裁判員が質問することが認められているところ、裁判長が質問をする裁判員を指名する際にも氏名ではなく番号で指名するようにしている。裁判員もそうであるが裁判官についても被告人らから襲われたということもない。また、九州で暴力団員が一般市民を逆恨みした事件があったが、これについては、裁判員へ報復する可能性があるとして、裁判員裁判によらず裁判官のみで審理する方法をとった。このようにいろいろな面から裁判員の安全等に配慮をしている。

- ▲ 法制度としては事件後でも被告人が裁判員を威迫すれば罰せられることとなっている。
- ◎ 裁判員裁判終了後に裁判員が報道機関から取材を受けることがあるが、決して裁判所から裁判員の身元を報道機関に明かすようなことはしていない。
- 企業側として社員が裁判員に選ばれた場合には企業としてバックアップをしていく必要があると感じた。ところで、裁判員候補者において仕事等に支障があるとして辞退の意思がある場合、辞退が認められることがあるということであるが基準のようなものはあるのか。
- ▲ 裁判員に選任された場合の負担がどのようなものなのかなど、事案ごとに判断することになる。裁判員に選任されることで経済的、精神的負担が生じ、それが社会生活への支障が生じるに至るのかどうかというようなところで判断している。そのような事情を事前質問票に記載してもらい、実際に質問手続で候補者から直接事情を聞いた上で判断している。社会生活に支障が生じてまで裁判員裁判に参加してもらうことは裁判所としてはお願いできないだろうし、そういう状況で参加してもらったとしても、裁判員としての仕事が全うできるだろうかとか裁判官としては不安を覚えるので、そのような事情がないことを確認しておきたいという面もある。

- ◎ 私は裁判員裁判を70件ほど経験しているが、裁判員候補者はどの方もまじめで誠実であり、選任されたら責任をもって裁判員を全うしたいと考える候補者が多い。その中で候補者から「こんな支障があるので辞退したい」と申し出られたら、それを裁判官として疑ってかかることはできず、その事情を受け止めることになる。だから辞退率がやや高いのは、候補者1人1人の気持ちを汲んで妥当に判断している結果であって、安易に辞退を認めているわけではない。その結果、裁判員に選任された方は誠実に職務を全うされているのであって、手続として調和がとれていると感じている。
- 裁判員をやりたくないという本音があり、仕事を理由にして辞退の申し出をするような人もいると考えられるがどうか。
- ▲ 質問手続の中で詳細に事情を聞くことをしており、その中で個別に判断ができています。その例とは逆に、裁判所側として候補者から事情を確認する中で、裁判員を務めるには支障があるような事情を持っていると思われるのに「大丈夫だから辞退はしない。」と言う候補者も中にはいる場合があります。
- ◎ 私も過去にはそういう候補者がいたことを経験している。従業員が数名の会社に勤める方が「よい経験なのでぜひ裁判員を務めたい。子供にも胸を張って言いたい。」と言って、結果として裁判員に選ばれたものの、翌日、会社の上司から会社の事情により辞退の連絡があったという例があった。
- 評議結果は完全に裁判員及び裁判官全員が一致するものなのか。
- ▲ 多数決によっている。多数決といっても、多数派を構成する意見の中に少なくとも裁判官1人、裁判員1人が含まれていることが必要となっている。よって、意見が割れる中での結論もあるところであるが、全員一致の意見を目指して評議は行っている。
- 海外映画で陪審員が審理中は食事も外へ行けないというようなことを見たが裁判員はどうか。
- ◎ アメリカの陪審員制度はそのようであるが、日本の裁判員は、1日の審理が

終われば自宅等へ帰宅する。守秘義務は課せられているが、守秘義務に触れない範囲で家族らにはその日の感想等を話してもらえたらと思う。そうすることで息抜きにもなると思われ、私はそういうことも勧めていた。昼食については、審理期間中は傍聴人や事件関係者と会うことがあるので外へ出て昼食を取るとは難しいが、評議しかない日はそういうこともないので外へ出て昼食を取ることもある。裁判官と裁判員がともに外に出ていっしょに昼食を取りリラックスすることもある。

- ◎ 裁判員選任や審理の進め方について裁判所として配慮を重ねているところであり、それらについて本日の説明を聞いていただいたが何か意見や疑問はないか。
- 私はテレビ局に勤めているがこれまで報道に携わったことがなく、本日初めて裁判員法廷でIT機器等も見せてもらい説明を受けたが、こんなに税金が投入されていることに率直に驚いた。ただ、法廷という場がある種舞台であるとして捉えるならば、裁判所が舞台監督として、その舞台の進行がスムーズに進むように審理の時間等を計画し、裁判員にもとても気を配りながら進めていることがよく分かった。
- ◎ 裁判所は、裁判員裁判においては特にスケジュール感を意識している。多くの裁判員の方には仕事を休んで来てもらっているところ、審理期間が4日間の予定であったのが5日間になってしまっただけでは約束違いになり、裁判員の協力が得られない。そうならないように裁判所は、争点は何か、その争点を解明するためにはどの証人が必要なのか、その証人に必要な尋問時間はどれくらいなのか等の計画を公判前整理手続において決めている。そのような意味でこの公判前整理手続の充実はとても重要である。さきほど評議結果は全員一致なのかという質問をいただいたが、評議を尽くしても意見が違うことも当然あり、審理期間が限られているという面からしても全員一致でなければならないとすると無理が生じる。議論を尽くした上で、多数決によって結論を出すというのはそ

のような面でも相当だといえるのではないか。

- 裁判官が裁判員に対して有罪の方向へ誘導するようなことはないのか。
- ◎ そのようなことはない。裁判官は評議の中で意見の分かれ目はどこにあるのかということを考える。その分かれ目のところで前提事実の誤解があるということであれば、その前提事実についてもう一度説明をしようと思う。例えば、「殺意」について例に挙げれば、日常用語においては「殺意」は、積極的に殺そうという意欲であるが、法律用語においては、「死んでもかまわない。」というものも殺意であり、評議において齟齬が生じている理由がその前提事実である「殺意」の理解不足にあるということが分かれば、裁判官としてはそれについて再度説明した上で、評議を改めてし直すということになる。そうすることで評議の一致がみられることが多い。裁判官と裁判員とで真っ二つに意見が分かれる場合というのはそのような前提事実の誤解が生じていることが多いと思われる。
- 私は検察官として裁判員裁判に関わっているが、検察官は裁判員の方と直接関わる機会が少ないので、本日の意見交換の内容を聞いて非常に参考になった。裁判員の負担に配慮したスケジュール等の説明があったが、検察官においても証人尋問実施の際の証人の負担の配慮というところでも通じるところがある。証人として出廷してもらうことについて、出来る限り負担を軽減できるような配慮、裁判員裁判の全体のスケジュールの中でコンパクトに効率よく証人尋問をできるような配慮を考えている。そういう意味でも本日の意見交換を今後参考にしたいと思う。
- 検察官から見ても裁判員制度の導入によって刑事裁判は変わったと思われるか。
- 変わったと感じている。以前は、裁判官が証拠書類を読んで判決を書くというイメージが強かったが、裁判員制度導入後は法廷での証人の生の証言から集中して心証を取っており法廷重視のかたちであると思う。これは裁判員裁判に

限らず裁判官のみの裁判においても同様である。検察官としても法廷における証人尋問で裁判官に心証をとってもらおうように努力を重ねているところである。

- ◎ 裁判所からみて、1つの例を挙げると、捜査段階で被告人が当初否認しており、捜査機関によって膨大な証拠が収集されていた場合で、弁護人との打合せを経て被告人が事実関係を認め、法廷において量刑を争っていくというような方針となったケースで、従前は収集された膨大な証拠を検察官が必要以上に提出していたが、裁判員制度導入後は、犯罪事実の認定に必要な証拠に絞った上で量刑に関係する情状に必要な証拠を吟味して提出するということになってきているということもある。そのような証拠の選別はとても重要なことであり、裁判員裁判においてはポイントを絞った証拠を提出することが必要で、まずは検察官において証拠提出の段階で検討してもらっているものである。これは、分かりやすい審理の在り方の1つであるといえる。言葉を分かりやすい言葉に置き換える、ゆっくり言うということとはまた違って、裁判員に何を判断してもらおうのかを考え、コンパクトに裁判を実施しようということである。裁判の質は十分に担保しつつ、従前余分なことをしていた部分があったのではないかという意味で見直されているところでもある。

- 次回意見交換のテーマ

利用しやすい裁判所

- 次回期日

平成28年1月22日（金）午後1時30分～午後4時